

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領の一部を改正する要領

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（格付の方法） 第3条 [省略] 2 [省略] 3 総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と米子市独自の基準による点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。 (1) 客観点数は、<u>法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）に基づき算定する。</u> (2) 主観点数は、次に掲げる項目について算定した数値を加減して求めるものとする。<u>ただし、市内業者が、イ、キ及びクの項目について加点をしないことを求める申出をした場合は、加点しないことができる。</u> ア～ク [省略]</p>	<p>（格付の方法） 第3条 [省略] 2 [省略] 3 総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と米子市独自の基準による点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。 (1) 客観点数は、<u>建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）に基づき算定する。</u> (2) 主観点数は、次に掲げる項目について算定した数値を加減して求めるものとする。 ア～ク [省略]</p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

この要領は、令和元年5月29日から施行し、この要領による改正後の米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領第3条第3項第2号ただし書の規定は、令和元年度以降の年度における格付（同要領第1条に規定する格付をいう。）について適用する。